

株 主 各 位

第20回定時株主総会招集ご通知に際しての インターネット開示事項

新株予約権等に関する事項	1 頁
業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況 ...	3 頁
連結注記表	8 頁
個別注記表	16 頁

株式会社メディアドゥホールディングス

本内容は、法令及び定款第13条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.mediado.jp/ir/meeting/>) に掲載することにより株主の皆様へ提供しております。なお、監査役が監査した事業報告と監査役及び会計監査人が監査した連結計算書類及び計算書類は、「第20回定時株主総会招集ご通知」に記載された内容と本内容とで構成されております。

新株予約権等に関する事項

- (1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

区 分		第 8 回 新 株 予 約 権	
発 行 決 議 日		2012年2月20日	
新 株 予 約 権 の 数		20個	
新 株 予 約 権 の 目 的 と なる 株 式 の 種 類 と 数		普通株式 8,000株 (新株予約権1個につき 400株)注1	
新 株 予 約 権 の 発 行 価 額		無償	
新 株 予 約 権 の 行 使 に 際 して 新 出 資 さ れ る 財 産 の 価 額		新株予約権1個当たり 100,000円 (1株当たり 250円)	
権 利 行 使 期 間		2014年2月26日から 2022年2月25日まで	
行 使 の 条 件		注2	
役 員 状 況 の 保 有 状 況	取 締 役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数	-個
		目的となる株式数	-株
		保有者数	-名
	社 外 取 締 役	新株予約権の数	-個
		目的となる株式数	-株
		保有者数	-名
監 査 役	新株予約権の数	3個	
	目的となる株式数	1,200株	
		保有者数	1名

(注) 1. 2013年9月14日付で普通株式1株を100株、2014年3月1日付で普通株式1株を2株、2014年12月1日付で普通株式1株を2株とする株式分割を行っております。これにより、新株予約権の目的となる株式の数、新株予約権の行使時の払込金額、新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額及び資本組入額が調整されております。

2. ①新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時において、当社又は当社の子会社の取締役、監査役又は従業員の地位にあることを要する。但し、当社の取締役又は監査

役を任期満了により退任した場合、又は従業員を定年により退職した場合にはこの限りではない。

②その他の条件については、取締役会決議並びに株主総会決議に基づき、当社と付与契約者との間で締結する付与契約書に定めるところによる。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等の状況

該当事項はありません。

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

・業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は
以下のとおりであります。

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保
するための体制

- ① 当社及び子会社を含むグループ会社の取締役及び使用人が法令・
定款及び社会規範を遵守した行動をするために「社員基本ルール
ブック」を制定し、グループ会社の全取締役及び使用人に周知・
徹底する。
- ② 定例取締役会は、原則として毎月1回開催し、経営の方針、法定事
項及びその他の経営に関する重要事項を決定し、取締役の職務執
行を監督する。なお、重要案件が生じた場合には、必要に応じて
臨時取締役会を開催する。
- ③ 代表取締役社長は、取締役会から委任された会社の業務執行の決
定を行うとともに、かかる決定、取締役会決議に従い職務を執行
する。
- ④ 取締役会が取締役の職務の執行を監督するため、取締役は、会社
の業務執行状況を取締役会に報告するとともに、他の取締役の職
務執行を相互に監視・監督する。
- ⑤ 取締役会の意思決定の透明性を高めるため、取締役のうち1名以
上は社外取締役とする。
- ⑥ 取締役の職務執行状況は、監査役会で決定した監査基準及び監査
計画に基づき監査役の監査を受ける。
- ⑦ 代表取締役社長の下に内部監査室を置き、定期的な内部監査によ
り各部門の職務の執行状況を監査し、法令及び定款への適合性を
確認する。
- ⑧ 内部通報制度を設け、問題の早期発見・未然防止を図り、適切且
つ迅速に対応する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 取締役の職務の執行に係る情報については、法令及び「文書管理
規程」に基づき、適切に保存及び管理を行う。

- ② 取締役及び監査役は、これらの文書等を、常時閲覧できるものとする。
- (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- ① 「リスク管理規程」を制定し、会社の事業活動において想定される各種リスクに対応する組織、責任者を定め、適切に評価・管理体制を構築する。
 - ② 必要に応じてリスク管理委員会を開催し、事業活動における各種リスクに対する予防・軽減体制の強化を図る。
 - ③ 大規模な事故、災害、不祥事等経営危機発生時には、「経営危機管理マニュアル」に基づき代表取締役を本部長とした「対策本部」を設置し、社内外への適切な情報伝達を含め、当該危機に対して適切且つ迅速に対処するものとする。
- (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ① 取締役会の意思決定機能及び業務監督機能と、取締役及び執行役員との業務執行機能を分離する。
 - ② 「取締役会規程」、「職務分掌規程」、「職務権限規程」、「役員規程」を定め、取締役の職務及び権限、責任の明確化を図る。
 - ③ 取締役会を毎月1回定期的に開催するほか、必要に応じて適宜開催する。
- (5) 当社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ① 当社からグループ会社の取締役又は監査役を派遣し、グループ会社における取締役の職務執行の監視・監督を行う。また、グループ会社の取締役等は、グループ会社の業務及び取締役等の職務の執行状況を定期的に取締役会に報告する。
 - ② グループ会社を当社の一部署と位置づけ、グループ会社内の各組織を含めた指揮命令系統及び権限並びに報告義務を設定し、当社グループ全体を網羅的・統括的に管理する。
 - ③ 当社の管理担当取締役は、グループ会社の企業活動に関するリスクをグループ横断で統括する。
 - ④ 内部監査室は、当社グループ全体の内部監査を実施し、その業務全般に関する適正性を確保する。

- (6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- ① 監査役は、その職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合には、取締役会は監査役と協議の上、管理担当部員又は内部監査担当部員の中から、監査役の職務の補助をすべき使用人を指名することができる。
 - ② 当該使用人に対する指揮命令権限は、監査業務を補助する範囲内において、監査役が持つものとし、取締役、部門長等の指揮命令は受けないものとすることにより、取締役からの独立性を確保する。
 - ③ 当該使用人に対する人事考課は、監査業務を補助する範囲内においては、監査役がこれを行うことにより、取締役からの独立性を確保する。
 - ④ 当該使用人が他部署の使用人を兼務する場合は、優先して監査業務に従事するものとする。
- (7) 監査役への報告に関する体制及び報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- ① 監査役は、取締役会のほか執行役員会、リスク管理委員会等重要な会議に出席し、当社及びグループ会社の取締役及び使用人から職務執行状況の報告を求めることができる。
 - ② 当社及びグループ会社の取締役及び使用人は法令に違反する事実、会社に著しい損害を与える恐れのある事実を発見したときには、速やかに監査役に報告する。
 - ③ 当社及びグループ会社の取締役及び使用人は、監査役からの業務執行に関する事項の報告を求められた場合には、速やかに報告する。
 - ④ 監査役はいつでも職務の執行に係る資料を自由に閲覧することができるものとし、当社及びグループ会社の取締役及び使用人に報告を求めることができるものとする。
 - ⑤ 内部通報窓口への通報内容が監査役の職務の執行に必要な範囲にかかる場合又は通報者が監査役への通報を希望する場合は、速やかに監査役へ通知する。

- ⑥ 監査役に報告した者が、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないこととし、当該報告者に対して不利な取扱いや嫌がらせ等を行った者がいた場合は、就業規則等に従って処分することができるものとする。
- (8) 監査役の職務の執行について生ずる費用等の処理に係る方針
監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理等所要の費用の請求を監査役から受けた場合は、監査役の職務の執行に明らかに必要ないと認められる場合を除き、その費用を負担する。
- (9) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ① 監査役には、法令に従い、社外監査役を含めるものとし、公正且つ透明性を担保する。
 - ② 監査役は、代表取締役と定期的に意見交換を行い、相互の意思疎通を図る。
 - ③ 監査役は、会計監査人及び内部監査室と定期的に情報交換を行い、相互の連携を図る。
 - ④ 監査役は、グループ会社の監査役と定期的に情報交換を行い、相互の連携を図る。
 - ⑤ 監査役は、監査業務に必要と判断した場合は、会社の費用負担にて弁護士、公認会計士、その他専門家の意見を聴取することができる。
- (10) 反社会的勢力排除に向けた基本方針及び体制
- ① 社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力との関係は一切もたないことを基本方針とする。取締役及び使用人は、反社会的勢力との関係を遮断し、不当な要求を受けた場合には、毅然とした姿勢で組織的に対応する。
 - ② 反社会的勢力排除に向けて、対応部署及び対応責任者を明確化し、所轄の警察等並びに弁護士との連携体制を整備することで、組織的に対応する。
 - ③ 新規取引の開始時等において反社会的勢力との関係の有無を調査し、関係が判明した場合には直ちに取引を解除する。

- ④ 反社会的勢力への対応に関する社内規程（マニュアル等を含む）を制定し明文化し、教育・研修を実施することで、取締役及び使用人への周知を図る。

・業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の当事業年度における運用状況の概要は以下のとおりであります。

- (1) 取締役会を17回開催し、法令等に定められた事項や経営方針・予算の策定等経営に関する重要事項を決定し、月次の経營業績の分析・対策・評価を検討するとともに、法令・定款等への適合性及び業務の適正性の観点から審議いたしました。
- (2) 監査役会を17回開催し、監査方針、監査計画を協議決定し、重要な社内会議への出席、業務及び財産の状況の監査、取締役の職務の執行の監査、法令・定款等への遵守について監査いたしました。
また、常勤監査役は、社内の重要な会議への出席等を通じて、業務執行の状況やコンプライアンスに関するリスクを監視するとともに、日々の業務が法令・定款及び社内規程等に違反していないか検証をいたしました。
- (3) 代表取締役社長直下の内部監査室は、当社各部門及び子会社に対して内部監査計画に基づいた内部監査を実施し、実施の都度、代表取締役社長及び常勤監査役への結果報告並びに四半期毎に監査役会への報告を行いました。
- (4) 連結財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に鑑み、策定した実施計画に基づき内部統制評価を実施いたしました。また、決算開示資料については、取締役会に付議したのち開示を行うことにより適正性を確保いたしました。
- (5) 個人情報の管理及び漏えい防止を目的とした研修・社内教育を全ての役員及び従業員に対し行い、個人情報保護の更なる向上を図りました。
- (6) インサイダー取引に関する研修・社内教育を全ての役員及び従業員に対し行い、インサイダー取引発生の予防に取り組みました。
- (7) 内部統制システムの運用上新たに見出された問題点等について適時・適切に是正・改善いたしました。

連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の状況

- ・連結子会社の数 10社
- ・主要な連結子会社の名称 株式会社メディアドゥ
株式会社出版デジタル機構

当連結会計年度において、当社は株式会社Jコミックテラスを株式取得により子会社化し、株式会社徳島データサービスを株式交換により子会社化し、新たに連結の対象といたしました。

(2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法を適用した関連会社の状況

- ・主要な会社等の名称 株式会社エーアイスクエア
テック情報株式会社

② 持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社の状況

- ・主要な会社等の名称 LINE Book Distribution株式会社
- ・持分法を適用しない理由 LINE Book Distribution株式会社は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体として重要性が乏しいため、持分法の適用の範囲から除外しております。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、Media Do International, Inc. の決算日は12月末日であります。連結計算書類の作成にあたっては、同社の12月末日を決算日とする計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

株式会社Jコミックテラス及び株式会社徳島データサービスは決算日を3月末日から2月末日に変更し、連結決算日と同一になっております。

なお、その他の連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券の評価基準及び評価方法

関係会社株式 : 移動平均法による原価法を採用しております。

その他有価証券

時価のあるもの : 決算日前1ヶ月の市場価格等の平均に基づく時価法を採用しております。（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの： 移動平均法による原価法を採用しております。
ただし、投資事業有限責任組合への出資については、当該組合の財産の持分相当額を計上しております。

(追加情報)

その他有価証券のうち時価のある株式については、当第2四半期連結会計期間より保有しており、その評価に適用する時価については決算日の市場価格に基づいて算定していましたが、当連結会計年度末より、決算日前1ヶ月の市場価格の平均に基づいて算定する方法に変更しております。

この変更は、当社が保有する外国株式の株価が当該市場において、取引量が極端に少ないことや値幅制限規制がないこと等により、決算日付近で一時的に急騰している状況を踏まえて、有価証券の評価方法を見直した結果、決算日の市場価格による一時点の株価ではなく、決算日前1ヶ月の市場価格の平均に基づいて算定する方法を適用することで、当社が保有する株式の時価をより適切に連結計算書類に反映させることができると判断したためであります。

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

- イ、有形固定資産 主として定額法を採用しております。
(リース資産を除く) なお、主な耐用年数は次のとおりであります。
建物 8年～18年
工具、器具及び備品 3年～10年
- ロ、無形固定資産 定額法を採用しております。
(リース資産を除く) 自社利用目的のソフトウェアについては、利用可能期間（1年から5年）に基づく定額法を採用しております。
コンテンツについては、利用可能期間（1年から2年）に基づく定額法を採用しております。
- ハ、リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数として、残存価額をゼロとする定額法を採用しております。

③ 重要な引当金の計上基準

- イ、貸倒引当金 債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
- ロ、ポイント引当金 顧客がコンテンツをダウンロード又は閲覧するために、前もって購入等したポイントのうち連結会計年度末未使用ポイント残高に対し、今後の使用により発生すると見込まれる費用負担額をポイント引当金として計上しております。
- ハ、賞与引当金 従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当連結会計年度に負担すべき額を計上しております。
- ニ、役員賞与引当金 一部の国内連結子会社は、役員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当連結会計年度に負担すべき額を計上し

ております。

- ホ. 役員退職慰労金引当金 一部の国内連結子会社は、役員の退職慰労金の支出に備えるため、役員退職慰労金規程に基づき期末要支給額を計上しております。
 - ヘ. 事業所閉鎖損失引当金 一部の国内連結子会社は、事業所閉鎖に伴い発生する損失に備えるため、合理的に見込まれる損失額を計上しております。
- ④ その他の連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項
- イ. 退職給付に係る会計処理の方法
 - 一部の国内連結子会社は、退職給付に係る負債の計算に退職給付に係る期末自己都合要支給額等を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。
 - ロ. 重要な外貨建ての資産及び負債の本邦通貨への換算基準
 - 外貨建その他有価証券は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部におけるその他有価証券評価差額金に含めております。
 - 在外子会社等の資産及び負債は期末決算日の直物為替相場により、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めております。
 - ハ. のれんの償却方法及び償却期間
 - 5～20年の定額法により償却しております。
- ニ. 消費税等の会計処理
- 消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(「従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引に関する取扱い」等の適用)

「従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引に関する取扱い」(実務対応報告第36号 平成30年1月12日。以下「実務対応報告第36号」という。)を2018年4月1日以後適用し、従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引については、「ストック・オプション等に関する会計基準」(企業会計基準第8号 平成17年12月27日)等に準拠した会計処理を行うことといたしました。

ただし、実務対応報告第36号の適用については、実務対応報告第36号第10項(3)に定める経過的な取扱いに従っており、実務対応報告第36号の適用日より前に従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与した取引については、従来採用していた会計処理を継続しております。

3. 連結損益計算書に関する注記

(1) 減損損失

当連結会計年度において、当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上いたしました。

① 減損損失を認識した資産の概要、減損損失の金額

会社	場所	用途	種類	減損損失金額
株式会社メディアドゥ	本社 (東京都千代田区)	事業用 資産	ソフトウェア 仮勘定	314,178千円
株式会社出版デジタル機構	本社 (東京都千代田区)	事業用 資産	ソフトウェア 仮勘定	170,111千円

② 減損損失を認識するに至った経緯

当該資産については、今後の使用計画がなくなったため、帳簿価額をゼロまで減額し除却処分をしており、当該減少額484,289千円を減損損失として特別損失に計上しております。

③ 資産のグルーピングの方法

当社グループは、主に管理会計上の区分を基準としてグルーピングを行っております。

④ 回収可能価額の算定方法

回収可能価額は使用価値により測定しておりますが、将来キャッシュ・フローに基づく価値がゼロであるため、回収可能価額をゼロとして評価しております。

(2) のれん償却額

当社の個別財務諸表等、関係会社株式評価損を計上したことに伴い、「連結財務諸表における資本連結手続きに関する実務指針」（日本公認会計士協会 最終改正平成26年11月28日 会計制度委員会報告第7号第32項）に従って、291,694千円のものれんを一時償却しております。

4. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び総数

普通株式 12,341,100株

(2) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

決議	株式の種類	配当の 原資	配当金の 総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2018年4月26日 定時取締役会	普通株式	利益剰余金	119	10.5	2018年2月28日	2018年5月15日

- ② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

決議予定	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2019年4月25日 定時取締役会	普通株式	利益剰余金	129	10.5	2019年2月28日	2019年5月13日

- (3) 当連結会計年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

普通株式

397,700株

5. 金融商品に関する注記

- (1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、事業運営上必要な資金以外の余資を短期的な預金及び安全性の高い金融資産に限定して運用しております。また、資金調達については、銀行借入により行う方針であります。

② 金融商品に係るリスク管理体制

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに対しては、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、与信管理規程に基づき与信を管理することにより、取引先の信用状況を把握する体制としております。

投資有価証券は、主に資本上の関係がある関係会社株式及び業務又は資本提携等に関連する株式であり中長期的に保有する方針です。また、定期的に時価や発行体の財務状態を把握するとともに、保有先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

営業債務である買掛金は、そのほとんどが3ヶ月以内の支払期日であり流動性リスクが存在します。当該リスクに対しては、月次に資金繰計画を作成するとともに、日次で資金残高を把握確認するなどの方法により管理しております。

長期借入金は、主にM&A等に必要な資金の調達を目的としたものであり、変動金利であるため金利の変動リスクに晒されております。

③ 金融商品に係る信用リスクの集中

当社グループは連結決算日現在における営業債権のうち60.0%が一部の大口顧客に対するものであります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2019年2月28日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（（注2）を参照ください。）。

	連結貸借対照表 計上額	時 価	差 額
(1) 現金及び預金	7,747,106千円	7,747,106千円	－千円
(2) 売掛金	12,312,675	12,312,675	－
(3) 投資有価証券 その他有価証券	658,675	658,675	－
資 産 計	20,718,457	20,718,457	－
(1) 買掛金	14,480,988	14,480,988	－
(2) 長期借入金	10,063,396	10,063,396	－
負 債 計	24,544,384	24,544,384	－

(注1) 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

投資有価証券の時価については、株式等は取引所の価格によっております。

負債

(1) 買掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 長期借入金

長期借入金は、変動金利によるもので、短期間で市場金利が反映されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。なお、1年以内に返済予定の長期借入金は長期借入金に含まれております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	連結貸借対照表計上額 (千円)
非上場株式 (*1)	236, 123
転換社債型新株予約権付社債 (*2)	1, 481, 497
関係会社株式 (*3)	526, 294
差入保証金 (*4)	334, 693

(*1) 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上表「(3) 投資有価証券」に含めておりません。

なお、非上場株式について672, 788千円の減損処理を行っております。

(*2) 転換社債型新株予約権付社債については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上表「(3) 投資有価証券」に含めておりません。

なお、転換社債型新株予約権付社債について337, 034千円の貸倒引当金を計上しております。

(*3) 関係会社株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上表「(3) 投資有価証券」に含めておりません。

(*4) 差入保証金については、将来キャッシュ・フローを見積もることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上表に含めておりません。

(注3) 投資有価証券評価損

投資有価証券は関連会社株式及びその他有価証券として保有しており、当連結会計年度中の投資有価証券評価損は1, 216, 974千円であります。

6. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|-----------------|----------|
| (1) 1株当たりの純資産額 | 353円96銭 |
| (2) 1株当たりの当期純損失 | △106円02銭 |

7. 重要な後発事象に関する注記

共通支配下の取引

当社は、2019年1月15日開催の取締役会において、2019年3月1日を効力発生日として、当社の完全子会社である株式会社メディアドゥと株式会社出版デジタル機構の合併を決議し、2019年3月1日付で吸収合併契約を締結いたしました。

この合併契約に基づき、2019年3月1日付で株式会社出版デジタル機構を存続会社とする吸収合併を行いました。

なお、存続会社である株式会社出版デジタル機構は、2019年3月1日付で商号を株式会社メディアドゥに変更いたしました。

(1) 取引の概要

① 結合当事企業の名称及び事業の内容

結合企業の名称	株式会社出版デジタル機構
事業の内容	電子書籍取次・電子図書館事業・POD事業等

被結合企業の名称	株式会社メディアドゥ
事業の内容	電子書籍取次・電子図書館事業・国際事業・新規事業等

② 企業結合日

2019年3月1日

③ 企業結合の法的形式

株式会社出版デジタル機構を存続会社、株式会社メディアドゥを消滅会社とする吸収合併

④ 結合後企業の名称

株式会社メディアドゥ

⑤ その他取引の概要に関する事項

コンテンツ流通プラットフォームの運用効率化、ブロックチェーンなど先端技術応用のスピードアップ、電子書籍フォーマットや出版データベースなど出版業界全体のインフラ整備を進めることで、事業の効率化及び収益力強化を図ることを目的としております。

(2) 実施する会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成25年9月13日）及び「企業結合会計基準及び分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 平成25年9月13日）に基づき、共通支配下の取引として会計処理を行っております。

8. その他の注記

特記すべき事項はありません。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

有価証券の評価基準及び評価方法

関係会社株式 : 移動平均法による原価法を採用しております。

その他有価証券

時価のあるもの : 決算日前1ヶ月の市場価格等の平均に基づく時価法を採用しております。(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの : 移動平均法による原価法を採用しております。
ただし、投資事業有限責任組合への出資については、当該組合の財産の持分相当額を計上しております。

(追加情報)

その他有価証券のうち時価のある株式については、当第2四半期会計期間より保有しており、その評価に適用する時価については決算期末日の市場価格に基づいて算定していましたが、当事業年度末より、決算期末日前1ヶ月の市場価格の平均に基づいて算定する方法に変更しております。

この変更は、当社が保有する外国株式の株価が当該市場において取引量が極端に少ないことや、値幅制限規制がないこと等により、決算日付近で一時的に急騰している状況を踏まえて、有価証券の評価方法を見直した結果、決算日の市場価格による一時点の株価ではなく、決算日前1ヶ月の市場価格の平均に基づいて算定する方法を適用することで、当社が保有する株式の時価をより適切に計算書類に反映させることができると判断したためであります。

(2) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産 : 主として定額法を採用しております。
なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	8～18年
車両運搬具	6年
工具、器具及び備品	3～10年

(3) 引当金の計上基準

貸倒引当金 : 債権の貸倒による損失に備えるため、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金 : 従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。

(4) その他の計算書類の作成のための基本となる重要な事項

イ. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建のその他有価証券は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部におけるその他有価証券評価差額金に含めております。

ロ. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(「従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引に関する取扱い」等の適用)

「従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引に関する取扱い」(実務対応報告第36号 平成30年1月12日。以下「実務対応報告第36号」という。)を2018年4月1日以後適用し、従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引については、「ストック・オプション等に関する会計基準」(企業会計基準第8号 平成17年12月27日)等に準拠した会計処理を行うことといたしました。

ただし、実務対応報告第36号の適用については、実務対応報告第36号第10項(3)に定める経過的な取扱いに従っており、実務対応報告第36号の適用日より前に従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与した取引については、従来採用していた会計処理を継続しております。

3. 表示方法の変更に関する注記

(持株会社移行に伴う表示方法の変更)

当社は2017年9月1日に新設分割方式により株式会社メディアドゥに電子書籍流通事業等事業を継承させ、持株会社に移行いたしました。

前事業年度までは電子書籍流通事業の売上が中心であり、子会社からの経営管理料等が一部含まれておりましたが、当事業年度から子会社からの経営管理料・配当金等のみとなりました。

これに伴い、損益計算書に関しまして、前事業年度は売上高、売上原価、販売費及び一般管理費として表示しておりましたが、当事業年度からは子会社からの経営管理料・配当金等を営業収益に計上し、販売費及び一般管理費を営業費用に計上しております。

また、貸借対照表に関しまして、当事業年度より売掛金を営業未収入金に含めて計上しております。

4. 貸借対照表に関する注記

関係会社に対する金銭債権・債務

短期金銭債権	59,911千円
短期金銭債務	6,261千円

5. 損益計算書に関する注記

関係会社との営業取引及び営業取引以外の取引の取引高の総額

営業取引 (収入分)	2,948,177千円
営業取引 (支出分)	22,525千円
営業取引以外の取引 (収入分)	18,692千円

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

当該事業年度の末日における自己株式の種類及び総数に関する事項

普通株式 152株

7. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
未払事業税	8,574千円
賞与引当金	11,255千円
会社分割に係る子会社株式	50,856千円
投資有価証券評価損	507,601千円
貸倒引当金	113,595千円
資産除去債務	19,505千円
その他	6,896千円
繰延税金資産小計	718,286千円
評価性引当額	△640,702千円
繰延税金資産合計	77,583千円
繰延税金負債	
資産除去債務に対応する除却費用	15,598千円
その他有価証券評価差額金	112,834千円
その他	78千円
繰延税金負債合計	128,512千円
繰延税金負債の純額	50,928千円

(2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率	30.86%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.97%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△521.65%
評価性引当額の増減	554.86%
住民税均等割	1.65%
過年度法人税等	△1.38%
その他	1.33%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	67.64%

8. 関連当事者との取引に関する注記

役員及び個人主要株主等

種類	会社等の名称又は氏名	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社	㈱FIBC	(被所有)直接25.2	当社役員資産管理会社	新株予約権の行使	1,000,054	—	—

(注) 当事業年度の新株予約権の権利行使による払込金額を記載しています。

子会社等

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
子会社	㈱メディアドゥ	所有直接100	役員の兼務経営指導等	グループ運営収入(注1)	475,152	—	—
	㈱出版デジタル機構	所有直接100	役員の兼務経営指導等資金の貸付等	資金の貸付	1,500,000	関係会社長期貸付金	1,500,000
				利息の受取(注2)	8,958	—	—
				グループ運営収入(注1)	449,472	—	—
	アルトラエンタテインメント㈱	所有直接100	経営指導等資金の貸付等	資金の貸付	—	関係会社長期貸付金	864,000
				利息の受取(注2)	8,640	—	—

(注1) グループ運営収入については、一般取引と同様に適正な見積りに基づき、交渉の上決定しております。

(注2) 資金の貸付について、貸付利率は市場金利を勘案して合理的に決定しております。

9. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 593円22銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 3円18銭 |

10. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

以上